

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業・イベント等は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。

2021
8

町からのお知らせ

〈野木町役場〉0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉<https://www.town.nogilg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
（「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「エニスホール」を除く）

今月の納期 【町県民税】 第2期 【介護保険料】 第2期
【国民健康保険料】第2期 【後期高齢者医療保険料】第2期

新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、町へ申請することにより、国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

【対象となる世帯】

下記に当てはまる場合は、国民健康保険税が減免になります。

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する世帯
- 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【申請期間】

令和4年3月31日(木)まで

【その他】

減免割合や申請書類の入手等、詳しくは町ホームページ(<https://www.town.nogi.lg.jp/page/page003744.html>)をご覧ください。



野木町公式HP

問税務課 ☎(57)4121

新型コロナウイルス感染症に係る 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、町へ申請することにより、介護保険料の減免を受けられる場合があります。

【対象となる世帯】

下記に当てはまる場合は、介護保険料が減免になります。

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する世帯
- 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【申請期間】

令和4年3月31日(木)まで

【その他】

減免割合や申請書類の入手等、詳しくは町ホームページ(<https://www.town.nogi.lg.jp/page/page003779.html>)をご覧ください。



野木町公式HP

問健康福祉課 ☎(57)4173